

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大分県中津市大字田尻2500番地の1
氏 名 株式会社大和
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 伊藤秀昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 三反園訓



許可の年月日 令和 元年 9月26日
許可の有効年月日 令和 6年 9月25日

1 事業の範囲

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、銻さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず、動植物性残さ、13号廃棄物

以上17種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成26年9月26日
------	------------



変更届出	平成29年10月30日	取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「燃え殻」を「燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「汚泥」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃油」を「廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「廃酸」を「廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「廃アルカリ」を「廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「銻さい」を「銻さい（水銀含有ばいじん等を含む。）」に、「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
変更届出	令和元年9月17日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」を「廃油」に、「廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」を「廃酸」に、「廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」を「廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
更新許可	令和元年9月26日	
変更届出	令和3年10月15日	取り扱う産業廃棄物の種類の「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物，水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

